

一般質問（順位 5）

議席番号 33 原 田 範 次 議員
（一問一答方式）

1 種子問題について

(1) 種子法が廃止された経緯

(2) 種子法の内容

(3) タネの現状

ア F1種子

イ 雄性不稔 F1種子

ウ F1種子米「ネリカ米」

エ 日本の品種改良米との違い

オ 野菜の種子

カ 蜜蜂

キ 放射線育種

ク 遺伝子組み換え技術「アグロバクテリウム法」

(4) ターミネーター・テクノロジー

ア アメリカの特許と使用凍結の理由

イ 問題点

ウ 利点

(5) 種子法廃止後の動き

ア 国からの説明

イ 愛知県の動き

ウ 民間参入の動き

エ 情報窓口

オ 規制改革推進会議農林ワーキング・グループ

カ 農業競争力強化支援法

キ 本市への影響

ク 他都道府県の動き

2 こども発達センターについて

(1) 設置の目的

(2) センター内を支援・医療・相談に分けた理由

(3) 幼少期に診断名を告知する目的

(4) 保護者へのフォロー体制

(5) 支援・医療・相談3センターの連携

(6) 施設利用終了後のフォロー体制

(7) かかりつけ医との連携

(8) 2年間の事業の総括

植物の雄性器官である花粉や胆のうに異常があるために、受粉、受精や種子形成が行われないこと